

かわさき し じ ち き ほんじょうれい もと
川崎市では自治基本条例に基づく
し 民ほん い すす
市民本位のまちづくりを進めています

じゅう みんなとう ひょうせいど
住民投票制度

そう せつ
創設しました



かわ さき し
川崎市

 KAWASAKI CITY

じゅう みん とう ひょう せい ど
住民投票制度は、

し せい じゅう よう じ こう
市政の重要事項について、

さん せい
賛成

はん たい
反対

のいずれかで

じゅう みん い し かく にん せい ど
住民の意思を確認する制度です。



I じゅう みん し せい さん か そく しん
住民の市政参加を促進し
より安定性の高い政策の
けつ てい じっ し
決定や実施につなげます

じゅう みん とう ひょう せい ど
住民投票制度
そう せつ い ぎ
創設の意義

しょう し こうれい か じょうほうが しんてん じ ち たい と ま かんきょうへん か はや じゅうみん
少子高齢化や情報化の進展など自治体を取り巻く環境変化のスピードが速く、住民のニ
ズや価値観も多様化しているとともに、地方分権に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む
なか ち ほう ぶん けん ともな じ ち たい じ こ けつてい けん かくじゅう すす
中にあるは、よりの確に住民の意思を踏まえて政策決定や市政運営を行っていくことが、
いっ そう もと し せい かなか じゅうよう じ こう ひつ よう おう
一層求められています。こうしたことから、市政に係る重要事項について、必要に応じて、
ちよくせつ じゅうみん い し かく にん じゅうみんとうひょうせい ど そうせつ
直接、住民の意思を確認することができる住民投票制度を創設しました。

じゅうみんとうひょうせい ど ち ほう じ ち き ほん かんせつ みんしゅせい ぼ かん じゅうよう せいさく けつてい じっ し
住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施
にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、
あんてい せい たか せいさく けつてい じっ し じゅうみん し せい さん か そく しん
より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができます。

Ⅱ あらかじめ 投票に関する ルールを定めます

常設型の 住民投票制度の 必要性

住民投票制度には、必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し、実施する『個別設置型』と、対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する『常設型』があります。

『個別設置型』では、対象となる事案についての議論と併せて、そのつど投票の手続に関する議論も行われるため、実施に至るまでに時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも考えられます。

これに対して『常設型』は、あらかじめ投票に関するルールを定めておくものであることから、どのような事案が対象であっても同一のルールで投票を行うことが可能であり、制度の安定性、継続性などの点からもメリットがあります。

このことから、本市では、条例に基づく『常設型』の住民投票制度を創設しました。

Ⅲ 地方分権の時代に ふさわしい市民と自治体 の関係を築きます

自治基本条例における 住民投票制度の位置づけ

2005(平成17)年4月に施行された自治基本条例は、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体との関係、市民自治の確立をめざす基本理念、情報共有・参加・協働からなる自治運営の基本原則、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにし、市民の信託に基づく市政運営を的確に行っていくことを目的として制定されました。

住民投票制度は、参加の自治運営原則に基づく制度として、自治基本条例第31条に基本的な位置づけが規定されています。

『自治基本条例』(住民投票制度)

第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。



住民投票制度の概要

1

住民投票にかけるのはどんなこと？

住民投票に付することができる市政に係る重要事項

■ 次の2点のいずれにも該当する必要があります。

(1) 現在または将来の住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項

* 市の存立の基礎的条件に関する事項

* 市民全体に重大な影響を及ぼすおそれのある事項 など

(2) 住民の間または住民・議会・市長の間に重大な意見の相違が認められる状況などを踏まえ、住民に直接その賛成または反対を確認する必要がある事項

①すでに住民投票に付された事項、②議会または市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項については、改めて住民に賛成または反対を確認することが必要とされる特別な事情が求められます。

【特別な事情】とは…

* 景気変動等による財政状況の大きな変化

* 対象事業に係る国の制度等の大幅な変更

* 時間的経過や他の事業への代替等に伴う再検証の必要性 など

■ 次に掲げる事項は、住民投票にかけられません。

◆ 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

◆ 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

◆ 専ら特定の地域に関する事項

◆ 市民が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とした事項

◆ その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

2

誰が投票できるの？

投票資格者

■本市に住所を有する満18歳以上で、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録されている人で、次のいずれかに該当する必要があります。

◆日本国籍を有する人

◆日本国籍を有しない人で、永住者、特別永住者または日本に在留資格をもって3年を超えて住民基本台帳に登録されている人（住民基本台帳の記録期間については、平成24年7月8日以前に外国人登録原票に登録されていた期間も通算されます。）

※ただし、公職選挙法で規定する選挙権の欠格事由に該当する人（同様の事由に該当する外国人を含みます。）は、投票資格者になれません。

3

どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？

住民投票の発議

1 住民発議

(投票資格者)

■投票資格者総数の1/10以上の署名を集めて、市長に実施の請求ができます。

【署名収集について】

- *署名収集をしようとする人は、市長から請求代表者の証明書の交付を受ける必要があります。（※交付にあたっては、請求事項が条例に適合しているか市長の確認を受ける必要があります。）
- *署名収集の期間は、2か月以内です。
- *署名は、漢字、かな、ローマ字で記載できます。
- *請求代表者は、署名収集を他の投票資格者に委任することができます。
- *その他については、地方自治法の直接請求制度に準じています。

2 議会発議

■議決を経て、市長に実施の請求ができます。

※議案の提出には、議員の定数の1/12以上の賛成が必要となります。

3 市長発議

■自ら発議することができます。



4

意思を問う方法は？

じゅう ぶん どう ひょう けい しき

住民投票の形式

■ 賛成または反対を問う形式とします。



5

このような場合は、議会へ協議します

議会への協議

■ 次の場合には、住民投票の実施について、議会に協議を求める必要があります。

- ◆ 署名収集後、請求代表者から実施の請求が行われた場合
- ◆ 市長が自ら発議する場合

6

原則、選挙と同じ日に実施します

住民投票の実施

■ 市長は、「議会への協議」の結果、2/3以上の議員が実施に反対の場合を除いて、住民投票を実施します。

■ 投票日は、原則、実施の告示をした日から60日経過後に市内全域で行われる選挙と同じ日とします。

※ 緊急性などの理由があるときは、単独で住民投票を実施することもあります。

7

誰にでもわかりやすいように…

情報の提供

■ 市は、中立な立場で、投票の判断のために必要な情報をわかりやすく投票資格者に提供します。

8

じゅう みん とう ひょう うん どう

住民投票運動にもルールがあります

じゅう みん とう ひょう うん どう

住民投票運動

■住民投票の実施の告示の日以降に、選挙の期間が重なるときは、その選挙が行われる区域内で、住民投票運動をすることができません。

■次に掲げる行為は禁止されます。

- ◆買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、または干渉する行為
- ◆市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- ◆公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為



9

とう ひょう ほう ほう とう ひょう じょ

投票の方法と投票所は？

とう ひょう

投票

■投票の方法は、選挙に準じています。

■投票用紙に印刷された「賛成」、「反対」のいずれかに○を付けて、投票を行います。

■投票日の告示日の翌日から投票日の前日まで、期日前投票や不在者投票を行えるほか、からだの不自由な方などは、点字投票や代理投票の制度を利用できます。

【投票所について】

- * 選挙と同じ日に実施する場合、選挙と同じ投票所で投票しますが、選挙の投票所に入場できないとされている外国人の投票所は、区役所、支所、出張所に設ける予定です。
- * 単独で実施する場合、すべての投票資格者が選挙と同じ投票所で投票します。

10

とう ひょう けつ か そん ちょう

投票結果は尊重され

市の政策決定に生かされます

とう ひょう けつ か

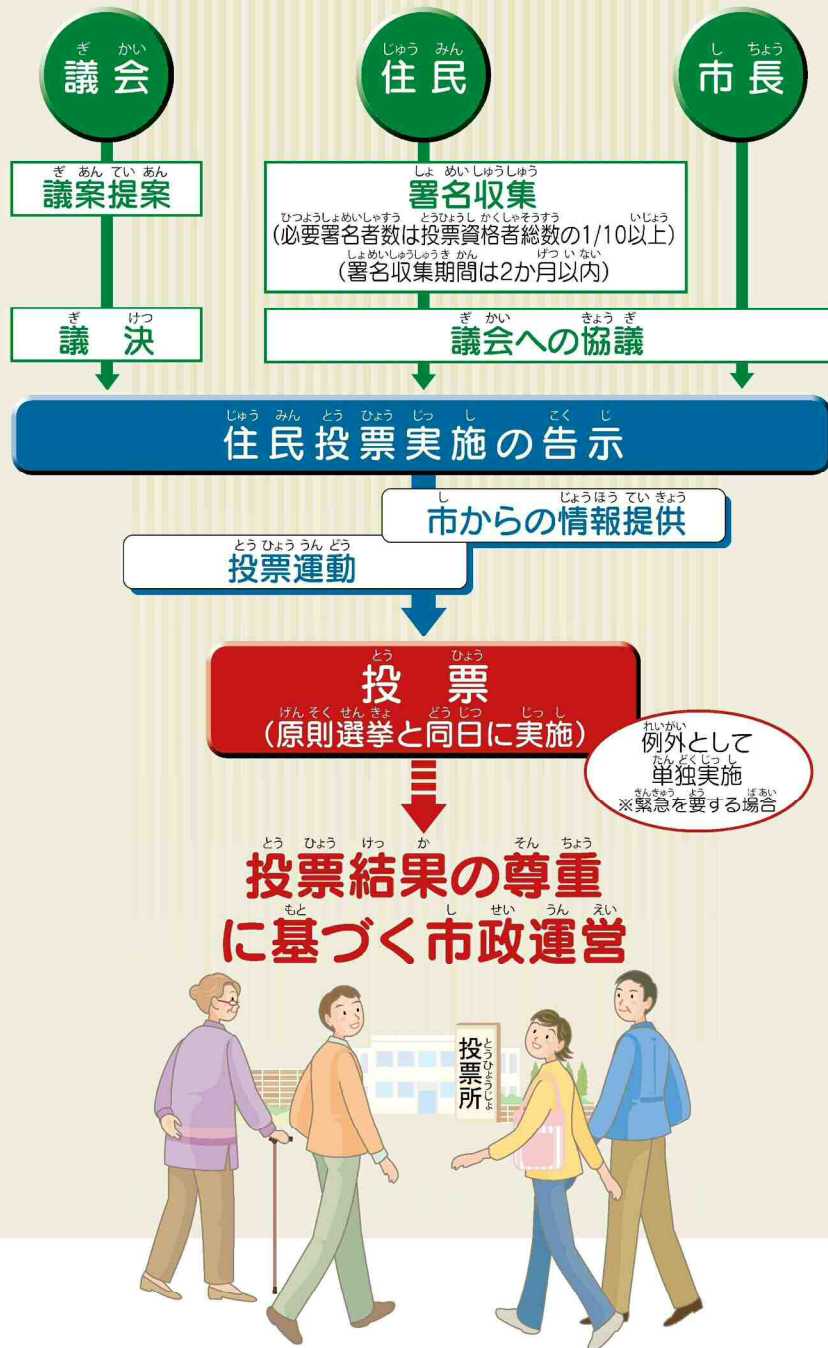
投票結果

■議会と市長は、投票結果を尊重します。



住民投票実施の流れ

住民投票は議会、住民、市長が発議できます。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

お問い合わせ先

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階

TEL:044-200-2094/FAX:044-200-3800

E-mail:25kyodo@city.kawasaki.jp

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/58-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>